

平成 27 年 6 月 25 日
(2015 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部
人事課長 首藤一弘

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

(1) 事件の概要

土木局所属の当該職員は、平成 27 年 2 月 24 日、インターネット賭博店において 1 ポイント 100 円で購入したポイントを賭け、同店設置のパーソナルコンピュータを使用し、勝敗を争う方法で賭博をしたとして、5 月 12 日に賭博罪で在宅起訴、略式命令により罰金刑を受けたものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
土木局	労務職 (55 歳)	H27.6.25	減給 1 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)
0798-35-3518